

キルギスから日本への入国者に対する水際対策の強化について

令和4年2月2日

- 現在、日本国は「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」について、随時該当する国・地域を指定し、日本国への入国時・帰国時の検疫を強化しておりますが、本日、キルギスを指定することが決定されました。
- 具体的には、キルギスからのすべての入国者に対し、検疫所長の指定する宿泊施設で3日間（入国日を含みません）待機をしていただきます。
- その上で**入国後3日目**に PCR 検査を行い、陰性と判定された方については、検疫所が指定する宿泊施設を退所し、残りの4日間の待機期間につき自宅等で待機いただくことになります。
- 本措置は2月5日午前0時から実施される予定です。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所 在 地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>